

道路標識点検診断士更新研修実施細則

制 定 令和 4 年 7 月 2 0 日

(目的)

第 1 条 本細則は、道路標識点検診断士登録規程（以下「規程」という。）第 4 4 条に基づき、規程第 2 2 条第 3 項の実施に関し必要な事項を定める。

道路標識点検診断士登録規程 第 2 2 条

3 第 1 項の更新研修を受講するに当たっては、資格取得後の知識及び技術の向上を図るため、全標協の技術講習会等を受講し、又は CPD を取得していなければならない。

(定義)

第 2 条 本細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 メール講習単位 一般社団法人全国道路標識・標示業協会（以下「全標協」という。）から電子メールで配信される道路標識の技術に関する情報等で、本文に単位を付与することが明示されているもの（以下「メール講習」という。）を確認することで付与される単位
- 二 技能講習単位 登録標識・路面標示基幹技能者講習又は更新講習を修了することで付与される単位
- 三 特別講習単位 全標協本部、支部及び県協会が必要に応じて実施する技術講習会で、受講案内等に単位を付与することが明示されているもの（以下「特別技術講習会」という。）を修了することで付与される単位

(規程との関係)

第 3 条 規程第 2 2 条第 1 項の道路標識点検診断士更新研修（以下「更新研修」という。）を受講しようとする者は、第 5 条の定めるところにより、受講に必要な単位数を取得していなければならない。

- 2 メール講習単位、技能講習単位及び特別講習単位の取得をもって、規程第 2 2 条第 3 項中の「全標協の技術講習会等を受講」とする。
- 3 同項中の「CPD」は、建設系 CPD 協議会加盟団体が主催又は認定したプログラムの履修によって付与される単位（CPDS ユニットを含む。）とする。
- 4 規程第 2 3 条第 1 項に基づき、更新研修は原則として毎年度 6 月に第 1 回、1 2 月に第 2 回を実施する。

(単位の取得数と認定)

第4条 単位の取得数及びその認定は、それぞれ次の当該各号に定めるところによる。

- 一 メール講習単位 原則として年1回につき1単位。ただし、累積の単位数は5を上限とする。取得数の認定は、メール講習を配信する電子メールの開封を全標協が確認して行う。
- 二 技能講習単位 1講習につき8単位。取得数の認定は、登録標識・路面標示基幹技能者講習又は更新講習の修了を全標協が確認して行う。
- 三 特別講習単位 おおむね受講時間30分につき1単位。取得数の認定は、特別技術講習会の修了を全標協が確認して行う。
- 四 CPD単位 CPDプログラムごとに定められた単位。取得数の認定は、証明できる書類（コピー又はプリントアウトを含む。）の内容を全標協が確認して行う。

2 単位の認定日は、単位の取得日とする。

(受講に必要な単位数)

第5条 更新研修の受講に必要な単位数は、合計12以上とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和9年度第1回までの更新研修の受講に必要な単位数については、経過措置を設けるものとする。
- 3 前2項の規程にかかわらず、感染症の拡大や大規模な自然災害等が発生した場合には、全標協の会長は社会状況を勘案して受講に必要な単位の合計数を減ずることができる。

(単位の失効等)

第6条 更新研修の申込みによって、当該受講のために取得した単位は失効する。

- 2 単位の新たな認定は、更新研修の申込み日の翌日からとする。
- 3 更新研修の申込みの取消しがあった場合は、前2項の適用は申込み日に遡って取消す。

(特別技術講習会)

第7条 特別技術講習会は、建設系CPDプログラムを参考に実施する。

- 2 特別技術講習会の講習内容は道路標識及び関連事項に関するものとする。ただし、支部及び県協会が実施する場合は、講習内容等についてあらかじめ本部の了解を得るものとする。
- 3 支部及び県協会が実施する特別技術講習会の参加者は、会員企業の職員等に制限することができる。

(その他)

第8条 本細則に定めのない事項は、会長が定める。

(以上)